

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年3月1日

【発行者名】 UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（UBS Management（Cayman）Limited）
（注）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡田春奈
同 宮本康平
同 小林健一
同 重松圭太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
（UBS Universal Trust（Cayman） -
PIMCO Short Term Income Strategy Fund）
（注）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）は、2024年3月1日付
で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）に名称を変更しました。

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 100億米ドル（約1兆4,097億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2023年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売
買相場の仲値（1米ドル＝140.97円）によります。以下、別段の記載がない限り、米
ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月30日付で提出した有価証券届出書（2023年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）について、2024年3月1日付でファンドおよび管理会社の名称が変更され、ならびに関係法人の一部について異動予定がありますので、これらに係る記載を訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別途の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）または傍線で示します。

[次へ](#)

表紙

< 訂正前 >

（前略）

発行者名

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

（中略）

届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -PIMCO Short Term
Income Strategy Fund)

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

発行者名

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

（注）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3
月1日付で、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更し
ました。

（中略）

届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) -PIMCO Short Term Income
Strategy Fund)

（注）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） は、2024年
3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） に名称を変
更しました。

（後略）

第一部 証券情報

< 訂正前 >

（１）ファンドの名称

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - PIMCO 短期インカム戦略ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -PIMCO Short Term Income Strategy Fund)

（注）PIMCO 短期インカム戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、クレディ・スイス・
ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラスト
です。

（２）外国投資信託受益証券の形態等

ファンドの受益証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。）は記名式無額面受益
証券です。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼
により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供
されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

（中略）

(12) その他

(イ) 申込証拠金はあります。

(ロ) 引受等の概要

三井住友銀行は、管理会社との間の、2019年6月5日付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに關して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの名称

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - PIMCO 短期インカム戦略ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) -PIMCO Short Term Income Strategy Fund)

(注) PIMCO 短期インカム戦略ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

ファンドの受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)は記名式無額面受益証券です。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(中略)

(12) その他

(イ) 申込証拠金はあります。

(ロ) 引受等の概要

三井住友銀行は、管理会社との間の、2019年6月5日付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに關して代行協会員に指定しています。

(注1)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(注2) 代行協会員については、UBS証券株式会社に異動することを予定しています。以下同じです。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

b . ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2019年5月31日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

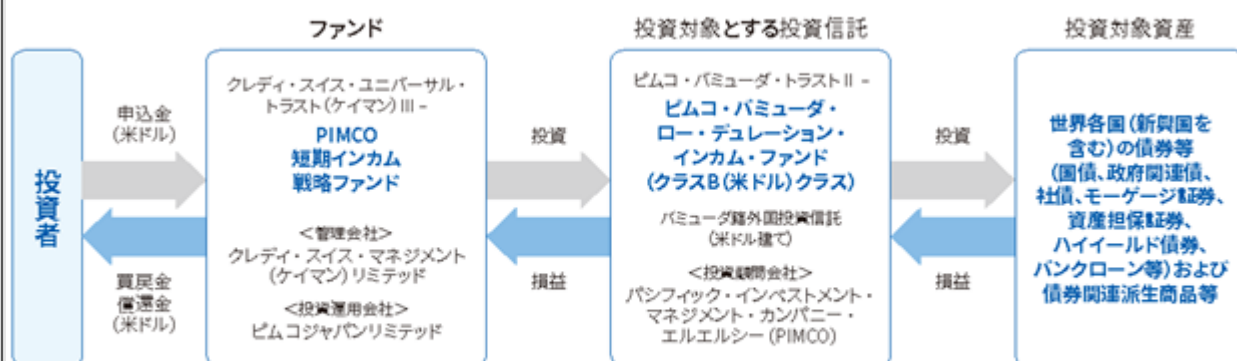
管理会社はケイマン諸島の会社法(改正法)(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2) ファンドの沿革

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2019年5月31日	補遺信託証書締結
2019年7月9日	ファンドの運用開始

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ビムコ・バミューダ・トラスト II - ビムコ・バミューダ・ロー・デュレーション・インカム・ファンド(クラスB(米ドル)クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国(新興国を含む)の債券等および債券関連派生商品等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。

(中略)

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年4月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約9,859万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100%）

(後略)

< 訂正後 >

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2019年5月31日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法（改正法）（以下に定義されます。）に従って、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

(2) ファンドの沿革

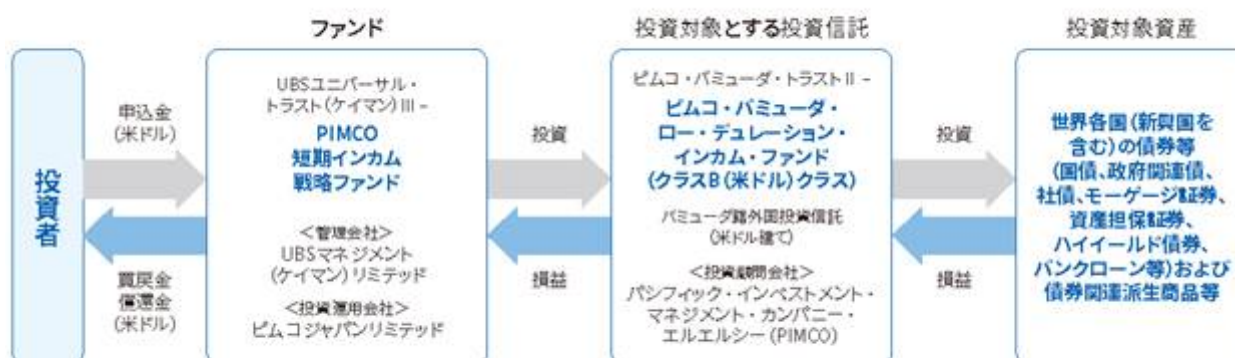
2000年1月4日 管理会社の設立

2013年12月2日 基本信託証書締結

2014年 7 月 1 日 修正信託証書締結
2014年11月24日 修正信託証書締結
2014年12月29日 修正信託証書締結
2019年 5 月31日 補遺信託証書締結
2019年 7 月 9 日 ファンドの運用開始
2024年 3 月 1 日 修正信託証書締結

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）」から「UBSユニ
バーサル・トラスト（ケイマン）」に名称変更

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ビムコ・バミューダ・トラストII - ビムコ・バミューダ・ロー・デュレーション・インカム・ファンド(クラスB(米ドル)クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国(新興国を含む)の債券等および債券関連派生商品等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。

（中略）

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年4月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約9,859万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日「クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド」から「UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド」に名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマー・センター88階）	735,000株 （100％）

（後略）

2 投資方針

<訂正前>

（１）投資方針

投資目的および投資方針

（中略）

II.投資対象ファンドに関する情報

（中略）

投資対象ファンドの運用会社

投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社としてのパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要は以下のとおりです。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)の概要

PIMCO®



PIMCO本社オフィス

- PIMCOは1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立された、世界をリードする債券運用会社です。
- 世界各地に3,445名以上の役職員数を有し、運用資産総額は約1.8兆米ドル(約240兆円)にのぼります。

設立 1971年	役職員数 約3,445名	グローバル拠点数 24
運用資産総額 約1.8兆米ドル(約240兆円)		投資プロフェッショナル数 990名以上

(注1) データは2023年3月末現在。

(注2) 運用資産総額は同時点の為替レート(1米ドル=133.090円)で換算。

(出所) PIMCOのデータを基にクレディ・スイス作成

（中略）

（３）運用体制

（中略）

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・インベストメント・ソリューションズ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのクレディ・スイスの取締役です。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレクサンダー・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むクレディ・スイスの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

（中略）

運用体制等は、2023年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

<訂正後>

（１）投資方針

投資目的および投資方針

（中略）

II.投資対象ファンドに関する情報

（中略）

投資対象ファンドの運用会社

投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社としてのパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要は以下のとおりです。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)の概要

PIMCO®



PIMCO本社オフィス

- PIMCOは1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立された、世界をリードする債券運用会社です。
- 世界各地に3,410名以上の役職員数を有し、運用資産総額は約1.79兆米ドル(約259兆円)にのぼります。

設立 1971年	役職員数 約3,410名	グローバル拠点数 23
運用資産総額 約1.79兆米ドル(約259兆円)		投資プロフェッショナル数 975名以上

(注1) データは2023年6月末現在。

(注2) 運用資産総額は同時点の為替レート(1米ドル=144.535円)で換算。

(出所) PIMCOのデータを基にUBS作成

（中略）

（3）運用体制

（中略）

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケット・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

（中略）

運用体制等は、2023年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

3 投資リスク

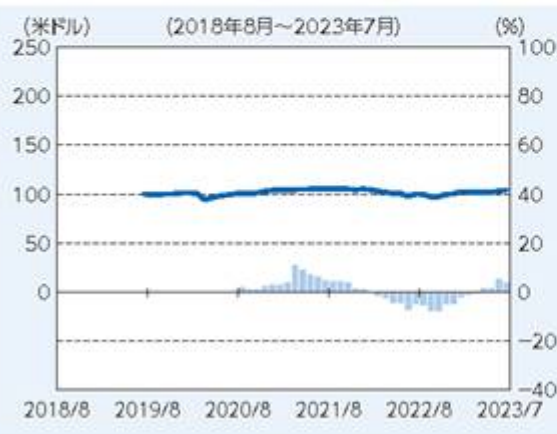
参考情報

本項を以下のとおり更新します。

■参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(5) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International) (「報酬代行会社」)

(ロ) 事業の内容

<訂正前>

(前略)

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。事業は、グローバルマーケット、インベストメント・バンキング、及びクレディ・スイス・エイ・ジーの資本市場部門の一環として行われています。

<訂正後>

(前略)

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。事業は、グローバルマーケット、インベストメント・バンキング、及びクレディ・スイス・エイ・ジーの資本市場部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるU B Sグループの一員です。世界中の事業法人、機関投資家、富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。